３　第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

４　法第五十二条第一項の代表者は、一名とする。

（連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第二十六条　法第五十三条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類

二　前条第一項の規定により添付した書類に係る同項に規定する同意書に変更があった場合には、その変更後の写し

三　前条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

３　第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（経済産業大臣への通知）

第二十七条　法第七十八条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第２項の規定に係る確認申請書

［略］

［新設］

（経済産業大臣への通知）

第二十七条　法第六十条第二項の規定により都道府県知事が法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第４条第２項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

注意事項

１　［略］

２　法第７条の規定による確認（以下、「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第10条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

３　［略］

４　規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

５　株式の払込みの期日において規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第10条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

６～10　［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に係る確認及び同規則第11条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第４条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

注意事項

１　［略］

２　法第７条の規定による確認（以下、「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第４条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

３　［略］

４　規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

５　株式の払込みの期日において規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第４条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

６～10　［略］

様式第１の２

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第４条の２第１項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第４条第１項の規定に係る確認及び同令第４条の２第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］